

# 令和6年度 市民税・県民税 兼 国民健康保険税申告書の書き方

## 市・県民税の申告について

前年1月1日～12月31日までの1年間の収入等について申告書を記入し、申告期限内に提出をお願いします。

また、収入がない方でも、市県民税に関する諸証明（所得証明・課税証明・非課税証明等）や、国民健康保険税等の基礎資料となりますので、申告書を提出してください。

なお、前年中に宮古島市に転入された方については、前年実績がありませんので申告書を送付しております。（下記「申告書の提出をしなくてもよい方」に該当する場合は提出不要です。）

## 申告書の提出をしなくてもよい方

- ① 所得税の確定申告書を提出した方
- ② 前年中に給与所得だけの方で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている方
- ③ 65歳以上の公的年金収入のみの方で、年金収入が148万円以内の人（障害者年金収入・遺族年金収入のみの方は申告が必要です。）

## 申告期限は3月15日です。

申告書は原則として3月15日までに提出することになっていますが、納税者の申告事務の便宜を図ることにより、できるだけ多くの皆さんが申告を済ませてもらうため、申告の相談、受付又は申告の指導を行いますので、皆様方の御協力をお願い致します。

## 給与所得、公的年金等に係る雑所得の求め方

### ○給与所得金額の速算表

給与収入金額（円）	給与所得金額（円）
1 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 - 550,000 ※
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000 ※
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 ※
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000 ※
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000 ※
1,628,000 ～ 1,799,999	収入金額 ÷ 4 = A A × 2.4 + 100,000 ※
1,800,000 ～ 3,599,999	A × 2.8 - 80,000 ※
3,600,000 ～ 6,599,999	A × 3.2 - 440,000 ※
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000 ※
8,500,000 以上	収入金額 - 1,950,000 ※

※裏面の条件に該当する場合は、所得金額から更に所得金額調整控除額が差し引かれます。

所得金額調整控除額については裏面の計算方法にて算出してください。

（計算例）※所得金額調整控除を除く

- ① 年間1,200,000円の給与収入 → 1,200,000 - 550,000 = 給与所得650,000
- ② 年間3,599,999円の給与収入 → 3,599,999 ÷ 4 = 899,999 (千円未満切り捨て) = 899,000  
899,000 × 2.8 - 80,000 = 給与所得2,437,200

### ○公的年金等に係る雑所得の速算表（恩給や遺族・障害年金など非課税の年金は除く）

年齢※	公的年金等の収入金額（円） A	公的年金等の雑所得（円）		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額※	1,000万円以下	2,000万円以下
65歳未満	1～1,299,999	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	1,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上	1～3,299,999	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

※今年の1月1日時点の年齢となります。

※「公的年金等雑所得以外の所得に掛かる合計金額」は、所得金額調整控除後の合計所得となります。

（計算例）年間1,300,000円の年金収入かつ公的年金等雑所得以外の合計所得が1,000万円以下

① 65歳未満 → 1,300,000 × 0.75 - 275,000 = 公的年金等雑所得700,000円

② 65歳以上 → 1,300,000 - 1,100,000 = 公的年金等雑所得200,000円

## 各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。領収書等により確認しますので集めてください。

**雑損控除：** 災害や盗難、横断により住宅や家財などに損害を受けた方  
あなたや前年分の所得金額が48万円以下の配偶者その他の親族であなたと生計を一にしている人の分が該当します。「損害金額－保険金で補てんされる金額」の金額（A）を基とした計算した次の①と②のいずれが多い方の金額

- ① Aの金額 - (所得金額の合計額 × 10%)
- ② Aの金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

**医療費控除等：** 医療費等の控除について以下のいずれかを選択する事が出来ます。  
・医療費の支払いがあった方  
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために前年中に支払った医療費

※限度額200万円  
(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額等 × 5% または10万円のいずれか少ない方の金額)

・特定一般用医薬品等購入費の支払いがあった方  
(セルフメディケーション税制)  
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費

※限度額8万8千円  
支払った金額－保険金等で補てんされる金額 - 1万2千円

**社会保険料控除：** 国民健康保険税、国民年金保険などの社会保険料を支払った方  
あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになった社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差引かれていた場合に記入します。支払った金額すべてが控除対象となります。

**小規模企業共済等掛金控除：** 小規模企業共済等掛金を支払っている方  
小規模企業共済法に基づく掛金を記入します。

**生命保険料控除：** 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った方  
あなたが前年中に支払った生命保険料(新、旧)、個人年金保険料(新、旧)、介護医療保険料があれば各々の支払金額から配当金等を差引いた金額を記入します。

**地震保険料控除：** 地震保険料や長期損害保険料を支払った方  
あなたが前年中に支払った地震保険料があれば支払金額から剰余金や割戻金を差引いた金額を長期損害保険(平成18年12月31日までに契約締結)と地震保険料に区分して記入します。

## 本人の控除及び扶養控除について

あなたやあなたが扶養している人について記入してください。

**寡婦(ひとり親)控除：** あなたが次の項目に該当する場合は控除です。  
(1) 寡婦：①夫と離婚後に婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がいる。さらに合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫の記載がない方  
②夫と死別後に婚姻をしておらず、又は夫の生死があきらかでない。さらに合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫の記載がない方  
(2) ひとり親：夫(妻)と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫(妻)の生死があきらかでない、又は未婚のいずれかである。さらに生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下かつ住民票に未届の夫(妻)の記載がない方。

**勤労学生控除：** 大学・高校または一定の専修学校などの学生か生徒で合計所得金額が75万円以下であり、かつそのうち勤労に基づかない所得が10万円以下の方。

**障害者控除：** あなたや扶養親族が身体障害者手帳や療育手帳または精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている場合に該当します。氏名と障害の程度を記入してください。

(1) 特別障害者：身体障害者手帳で1級か2級の方か療育手帳でAの方。または精神障害者保健福祉手帳で1級の方。  
(2) 普通障害者：身体障害者手帳で3級以下の方か療育手帳でBの方。または精神障害者保健福祉手帳で2級か3級の方。

**配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者：** あなたと生計を一にしている妻または夫(内縁関係は含まない)で、前年の合計所得が48万円以下の方(青色事業専従者を除く)が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合、配偶者控除の対象となります。また、あなたの合計所得が1,000万円以下で生計を一にする妻または夫(内縁関係は含まない)を有し、配偶者の前年中の所得が48万円超133万円以下の場合、双方の合計所得に応じた配偶者特別控除が受けられます。配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額を記入してください。

**扶養控除：** あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方が該当します。氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄の別を記入してください。

平成24年度より16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、住民税の算定のためには16歳未満も含めた扶養親族の情報が必要です。記入漏れのないようご注意ください。

## 記載例(表)

※本人、被扶養者、事業専従者(裏面)には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書 (令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得)

世帯番号: \_\_\_\_\_ 連絡番号: \_\_\_\_\_ 業種又は職業: 卸売業

住所: 宮古島市〇〇〇△△△ 電話(012) 345-6789

フリガナ: ミヤコジマ タロウ 生年月日: 明・大・〇・平 34年10月5日

氏名: 宮古島 太郎 世帯主の氏名: 続柄

個人番号: 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 宮古島 太郎 (本人)

受付印: \_\_\_\_\_ 令和〇年〇月〇日提出

領収書を持参してください。 ※国民年金の支払証明書は年金事務所が発行

3月15日の申告期限までに必ず申告を済ませてください。

雑損控除	損害金額	補てんされる金額	引当金	災害関連支出	雑損控除
26	400,000	120,000	055	127	円
27	400,000	120,000	055	127	円
13	150,000		70,000		220,000
14					円
15	532	200,000	058	150,000	円
16	80,000				円
17~20					円
21~22					円
23					円
24					円
25					円
26					円
27					円
28					円
29					円
30					円
31					円
32					円
33					円
34					円
35					円
36					円
37					円
38					円
39					円
40					円
41					円
42					円
43					円
44					円
45					円
46					円
47					円
48					円
49					円
50					円
51					円
52					円
53					円
54					円
55					円
56					円
57					円
58					円
59					円
60					円
61					円
62					円
63					円
64					円
65					円
66					円
67					円
68					円
69					円
70					円
71					円
72					円
73					円
74					円
75					円
76					円
77					円
78					円
79					円
80					円
81					円
82					円
83					円
84					円
85					円
86					円
87					円
88					円
89					円
90					円
91					円
92					円
93					円
94					円
95					円
96					円
97					円
98					円
99					円
100					円

確定申告書(税務署)を提出した方は、この申告書を提出する必要はありません。

6 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の住民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

受付 入力

連絡先

◎申告についてのお問い合わせは  
宮古島市役所 総務部税務課 市民税係  
電話 0980-72-3751

電話番号を記入してください。

## 収入について

前年1月から12月までの収入について記入してください。申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

### ○給与収入があった方（「給与所得」の項目へ記入）

- (1) 「源泉徴収票」の発行がない方で、勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入。（日々雇用、パート、アルバイトなど）  
 ※給与収入金額は手取額ではなく、税金・社会保険料その他の控除を差し引く前の金額です。

※源泉徴収票がある方は、記入不要です。

### ○営業収入があった方

- (1) 販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業、漁業、医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入。  
 ※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。  
**収入金額**  
 ①売上（収入）金額  
 前年中の売上や報酬などの金額を未収入も含めて記入します。  
 ④家事消費  
 商品を家事のため消費した場合に通常の販売価格を記入します。  
 ⑤その他の収入  
 空箱の売却代金、リベートなどの収入を記入します。  
**売上原価**  
 ⑦期首たな卸高  
 前年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。  
 ⑧仕入金額  
 前年中の仕入の金額を記入します。  
 ⑩期末たな卸高  
 前年12月31日現在の商品などの在庫の金額を記入します。

※細かい計算を必要とする下記の所得については税務課にお問い合わせください。また、申告の際には、収入・支出がわかる書類などをお持ちください。

- 利子所得  
 公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など。  
 ○配当所得  
 株式・出資金等の配当金。（所得税で源泉分離課税を選択していても、住民税では申告する必要があります。）  
 ○雑所得  
 恩給や国民年金などの公的年金・著述家以外の人の受ける原稿料や印税・個人の貸付金の利子・郵便年金や生命保険契約などによる年金収入。  
 ○総合譲渡所得  
 資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入。  
 ○一時所得  
 賞金、懸賞当選金、競馬・競輪などの払戻金、生命保険の満期戻戻金などによる収入。

## 所得金額調整控除について

以下の条件に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が差し引かれます

- (1) 子育て世帯等に対する所得金額調整控除  
 (ア) 給与収入が850万円を超え、本人が特別障害者に該当する場合  
 (イ) 給与収入が850万円を超え、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合  
 (ウ) 給与収入が850万円を超え、23歳未満の扶養親族を有する場合  
 ※上記条件の(イ)、(ウ)に該当する場合は、同一生計配偶者または扶養親族を「所得金額調整控除に関する事項」に記入してください。  
 (2) 給与所得と公的年金等所得の両方を有する方に対する所得金額調整控除  
 (4) 給与所得、公的年金に掛かる雑所得の双方を有する場合  
 ※(1)、(2) 双方に該当する場合は、両方の所得金額調整控除が給与所得から差し引かれます。

### ○所得金額調整控除の計算方法

- (1) に該当する場合  
 所得金額調整控除 = (給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1  
 (2) に該当する場合  
 所得金額調整控除 = (給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)) - 10万円

### 前年中に収入のなかった方

あなたが前年1月1日から12月31日までの収入がなかった場合は、その理由を具体的に記入してください。

## 記載例 (裏)

<b>7. 給与所得の内訳</b> (日給などの給与のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)			<b>8. 事業等（営業等・農業等）所得に関する事項</b>			<b>9. 不動産所得に関する事項</b>		
月	日	給 月収	(1) 事業所名及び事業種別	金額	(1) 不動産の種類	金額	(2) 物件の住所	金額
1		200,000	〇〇商店・卸売業	9,011,364	① 貸地(軍・民)			
2		200,000	② サトウキビ		② 貸家			
		200,000	③ 花き		③ 貸店舗			
		200,000	④ 養蚕		④ アパート			
		200,000	⑤ その他の収入		⑤			
		200,000	⑥ 計	9,011,364	⑥			
		200,000	⑦ 期首たな卸高	4,251,922	⑦ 合計①～⑥			
		200,000	⑧ 仕入金額	1,493,919	⑧ 給料・賃金			
		200,000	⑨ 小計の+⑦	5,745,841	⑨ 減価償却費			
		200,000	⑩ 期末たな卸高	2,284,491	⑩ 地代・家賃			
		200,000	⑪ 差引額⑩-⑨	3,461,350	⑪ 借入金利息			
			賞与等		⑫ 租税公課			
			合計	2,400,000	⑬ 修繕費			
			社会保険料		⑭ 雑所得			
			勤務先所在地	〇〇市宇△△	⑮ 専従者控除額			
			勤務先名	(株)△△△	⑯ 所得金額			
			電話番号	012-345-6789	⑰ 専従者控除額			

**上記の明細**

**○地代・家賃の内訳**

賃借物	支払先住所	支払先名称	賃借期間	支払額
地代	〇〇市宇△△	宮会〇〇	2	840,000

**○給料・賃金の内訳**

氏名	生年月日	住所	専従者(給与)額
宮古島 夏夫	S38・10・3	〇〇市〇〇△△△△	1,835,950
個人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		

**○雑所得（公的年金等以外）に関する事項**

種目	所得の生ずる場所	収入	必要経費

**○配当所得**

名称	金額	必要経費

**○事業専従者に関する事項**

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者(給与)額
宮古島 一郎	子	S54・1・22	10	500,000
個人番号		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		

別居の事業専従者については「5」も記入してください。  
 所得税における青色申告の承認の有無 あり なし

**○減価償却費の内訳**

資産名	取得年月	A取得価格	耐用年数	B償却率	C償却率	D残存価値
営業車	H23・4	2,000,000	5	0.2	12	400,000
クーラー	H21・4	300,000	6	0.166	12	49,800
冷蔵庫	H21・4	400,000	6	0.166	12	66,400

**12. 寄附金税額控除を受ける方**

都道府県、市区町村分  
 住所地の共同募金会、日赤支部分  
 条例指定分  
 都道府県  
 市区町村

**13. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項**

区分	①収入金額	②必要経費	③差引金額	④特別控除	⑤所得金額
総合譲渡 短期					
総合譲渡 長期					
一時					

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。右上の二の金額を表面のヘの所得金額欄へ記入してください。

**14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項**

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額

株式等譲渡所得割額控除額

**15. 所得金額調整控除に関する事項**

氏名  続柄  生年月日  特別障害者に該当する場合  級 別の場合  別の住所

**16. 収入がなかった方の記入欄（前年中に収入がなかった方は、下記にご記入のうえ提出してください。）**

1. 下記の人から扶養・援助を受けていた。	3. 生活状況等を記入してください。
住所 <input type="text"/>	○雇用保険（失業保険）・労災保険等の給付を受けていた。
氏名 <input type="text"/>	○病気で療養中（通院・入院）
あなたが学生の 경우	○生活保護法による生活扶助を受けていた。
大学 <input type="text"/>	年 月 日から 年 月 日まで
学部 <input type="text"/>	○遺族年金・障害年金・福祉年金等を受けていた。
学科 <input type="text"/>	年 月 日まで
年 月 日現在 年 月 日現在	4. その他 ( )

### ○農業収入があった方（②か③に品目と収入金額を記入してください）

- (1) サトウキビ、花き、野菜、果樹などの農業による収入。  
 (2) 畜産による収入。  
 ※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

### ○不動産収入があった方

- (1) 地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入。  
 ※申告の際には、収入・支出がわかる帳簿・領収書などをお持ちください。

## 必要経費について

収入を得るために要した費用を該当する箇所にそれぞれ記入してください。ただし、事業に供した経費のみ該当します。  
 ※支払額に家事分が含まれている場合は、使用面積や使用頻度などで「あん分」してください。

- ⑬・⑦給与・賃金  
 給料、賃金など。  
 ※「給与・賃金の内訳」欄に必要事項を記入してください。  
 ⑭外注工賃  
 原材料などを支給してこれに加工などをしてもらうために支払った工賃など。  
 ⑮・⑧減価償却費  
 取得価格が10万円以上の建物、機械、車輛などの償却費。  
 ※「減価償却費の内訳」欄に必要事項を記入してください。  
 ⑯・⑩地代・家賃  
 店舗、工場、倉庫などを借りている場合の地代や家賃。  
 ※「地代・家賃の内訳」欄に必要事項を記入してください。  
 ⑰・⑪借入金利息  
 事業用資産の購入資金や運転資金などの借入金利息など。  
 ⑱・⑫租税公課  
 (1) 事業税、固定資産税、自動車税などの税金（所得税、住民税は含まれません）  
 (2) 組合費、賦課金など。  
 ⑲荷造運賃  
 販売した商品の荷造りに要した包装材料費や人夫賃など。  
 ⑳水道光熱費  
 事業に要した水道料、電気料、ガス代やプロパンガス、灯油などの購入費。  
 ㉑旅費交通費  
 仕事のためにかかった宿泊費等の旅費や交通費。  
 ㉒通信費  
 事業に要した電話料、はがき、切手代、電報料など。  
 ㉓広告宣伝費  
 新聞、雑誌、ラジオ、折込みなどの広告費用。名入マッチ・タオルなどの購入費。  
 ㉔接待交際費  
 事業に必要な得意先などの接待に使った飲食代、茶菓子の費用。  
 ㉕・㉘修繕費  
 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代。  
 ㉖消耗品費  
 包装材料、事務用品、ガソリンなどの購入費。使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の備品購入費。  
 ㉗種苗費  
 種もみ、苗類、種いもなどの購入費用を記入します。（自給分については、収穫した時の価格によって記入します。）  
 ㉘肥料費  
 肥料の購入費用を記入します。  
 ㉙農具費  
 使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用を記入します。  
 ㉚農業衛生費  
 農業の購入費用や共同防除費を記入します。  
 ㉛土地改良費  
 土地改良事業の費用や客土費用を記入します。  
 ㉜・㉝専従者控除額  
 控除した金額の合計を記入してください。なお、必要経費に算入することができないのは、事業専従者1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額になります。  
 (1) 50万円（配偶者の場合は86万円）  
 (2) (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者の数+1)  
 ※「専従者控除の内訳」欄に必要事項を記入してください。  
 ※事業専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者、その親族（15歳未満の方を除く）で、あなたの営む事業に専従した期間が前年中に原則として6ヶ月を超える方のことをいいます。